海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示

海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路は、次の表に定めるところにより指定するものとする。

経路の名称	経路	備考
東京沖灯浮標付近海域における経路	東京西防波堤灯台（北緯三五度三五分一〇秒東経一三九度四七分二秒）から一二六度三〇分八、二一〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）を中心とした半径一、八五〇メートルの円内海域（港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域を除く。）を通過して航行する船舶は、A地点を左げんに見て航行すること。	A地点を示す目安として東京沖灯浮標が設置されている。
東京湾アクアライン東水路付近海域における経路	一　川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）から一〇度三〇分九、三七〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）、同灯台から一一七度三〇分八、二三〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）及び同灯台から八〇度三〇分六、〇三〇メートルの地点（以下この項において「C地点」という。）を順次に結んだ線並びにA地点とB地点を結んだ線に沿って東京湾アクアライン東水路中央航路第三号灯標の西側の海域を航行する船舶は、同灯台から一一七度三〇分五、九一〇メートルの地点（以下この項において「D地点」という。）を示す目安として東京湾に設置されている。 二　東京湾アクアライン東水路を北の方向に通過して航行する船舶は、A線の東側の海域を航行すること。この場合において、千葉港東京区方面から航行するときはA線から遠ざかって航行すること。	一　C地点を示す目安として東京湾に設置されている。 二　D地点を示す目安として東京湾に設置されている。
木更津港沖灯標付近海域における経路	第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四分二九秒）から一〇度三、八二〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）及び木更津港防波堤西灯台（北緯三五度二二分三七秒東経一三九度五一分四〇秒）から四九度四、八三〇メートルの地点から二九〇度八、〇四〇メートルの地点とを結んだ線を横切った後、第二海堡灯台から〇四〇度四、〇〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）及び同地点から二一度三、七八〇メートルの地点と結んだ線を横切って航行しようとする船舶は、木更津港防波堤西灯台から三〇三度三〇分八、五〇〇メートルの地点（以下この項において「C地点」という。）を左げんに見て航行すること。	一　A地点を示す目安として中ノ瀬航路第八号灯標が設置されている。 二　B地点を示す目安として中ノ瀬航路第七号灯標が設置されている。 三　C地点を示す目安として木更津港沖灯標が設置されている。
中ノ瀬西方海域における経路	一　横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）から一八度六、八一〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）、同灯台から一四一度三、〇四一分五、九二〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）、同灯台から一五一度一、八一〇メートルの地点（以下この項において「C地点」という。）、同灯台から一七一度一、八一〇メートルの地点（以下この項において「D地点」という。）を順次に結んだ線並びにA地点とB地点を結んだ線に沿って航行する船舶は、同灯台から一一七度三〇分一、九一〇メートルの地点（以下この項において「E地点」という。）を示す目安として東京湾に設置されている。 二　中ノ瀬西方海域をこれに沿って北の方向に航行する船舶（横浜本牧防波堤灯台から一五九度三〇分七、〇二〇メートルの地点（以下この項において「F地点」という。）、同灯台から一五九度三〇分六、〇三〇メートルの地点（以下この項において「G地点」という。）及びH地点（横浜本牧防波堤灯台から一五九度三〇分五、九九〇メートルの地点をいう。）を順次に結んだ線並びにH地点及びD地点を順次に結んだ線に沿って航行する船舶（横浜本牧防波堤灯台から一五九度三〇分四、九七〇メートルの地点から一九度三〇分、三七〇メートルの地点（以下この項において「I地点」という。）を経由して航行する船舶を除く。）は、目的の港の西側の海域を航行すること。	一　A地点を示す目安として中ノ瀬D灯浮標が設置されている。 二　B地点を示す目安として東京湾に設置されている。 三　C地点を示す目安として東京湾に設置されている。 四　D地点を示す目安として東京湾に設置されている。 五　F地点を示す目安として東京湾に設置されている。 六　G地点を示す目安として東京湾に設置されている。 七　H地点を示す目安として東京湾に設置されている。 八　I地点を示す目安として浦賀水道航路中央第六号灯浮標が設置されている。
伊良湖水道航路出入口付近海域における経路	一　伊良湖水道航路の北西側の出入口の境界線を横切って航行し、同航路をこれに沿って南の方向に航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。 イ　伊良湖岬灯台（北緯三四度三四分四六秒東経一三七度五八分一七秒）から二八三度四、二四〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）から一三四度一、八四〇メートルの地点まで引いた線（以下この項において「A線」という。）の西側の海域を航行すること。 二　中ノ瀬西方海域及び牧野横須賀灯台から北一七度一、九三〇メートルの地点（以下この項において「G1地点」という。）を経由して航行する船舶（横浜本牧防波堤灯台から一五九度三〇分四、九七〇メートルの地点から一九度三〇分、三七〇メートルの地点（以下この項において「I地点」という。）を経由して航行する船舶を除く。）は、目的の港の西側の海域を航行すること。	一　A地点を示す目安として伊勢湾第三号灯浮標が設置されている。 二　B地点を示す目安として東京湾に設置されている。 三　C地点を示す目安として東京湾に設置されている。 四　D地点を示す目安として東京湾に設置されている。 五　F目地点を示す目安として東京湾に設置されている。 六　G地点を示す目安として東京湾に設置されている。 七　H地点を示す目安として東京湾に設置されている。 八　I地点を示す目安として浦賀水道航路中央第六号灯浮標が設置されている。